

公益財団法人岩手県学校給食会学校給食衛生管理支援検査器材貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県学校給食会(以下「本会」という。)が保有する学校給食衛生検査器材(以下「器材」という。)の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象等)

第2条 貸出対象は、市町村教育委員会、学校、学校給食センターその他本会の会長が貸出を必要と認める者とする。

2 貸出する器材は、次のとおりとする。

- (1) 簡易ふらん器(生菌数用標準寒天培地 20 枚、大腸菌群用デソキシコート寒天培地 20 枚付)
- (2) 紫外線ランプ(クルクミン溶液付)
- (3) ATPふきとり検査器<ルミテスターSmart> (ルシパック A 3 surface 10 本付)
- (4) スタンド型手洗いチェッカー1台、専用ローション、手洗い石鹼液、手洗い手順シール

3 貸出期間は、原則として、2週間以内とする。

4 第2項の器材の貸出を受けた者は、第三者に当該器材を転貸してはならない。ただし、本会の会長が認めた場合は、この限りでない。

(借用申請)

第3条 器材の借用希望者は、別紙様式1の検査器材借用申請書で、本会の会長あてに借用申請をするものとする。

(貸出等の方法及び費用負担)

第4条 器材の貸出は、本会の給食食材の配送等の際、併せて器材を配送し、借入希望者に届けるものとする。ただし、配送できない場合には、本会の負担で送付するものとする。返却についても同様とする。

2 器材の借用者は、当該器材を責任をもって管理し、期日までに返却を行うものとする。

(貸出器材の破損等への対応)

第5条 器材の借用者が、当該器材を破損、汚損又は紛失した場合は、直ちに、本会の会長あて別紙様式2の事故報告書を提出するものとする。この場合において、借用者に故意又は重大な過失があると認められるときは、相当の修理代金又は新品の購入代金を負担しなければならない。

(補則)

第6条 この規程によるほか、貸出等に関する事項は、本会と借用者の協議によって定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年5月15日から施行し、平成24年4月1日から適用する。